

《ローン保証委託契約約款》

第1条. (債務保証の委託と委託の範囲)

第2条. (原債務の弁済)

第3条. (保証人・担保)

第4条. (手数料・保証料)

【保証料[一括前払]】

1. 私および連帯債務者が貴社の保証により金融機関より借入したときは貴社所定の保証料および手数料を一括して支払います。
2. 私および連帯債務者が保証期間中に一括繰上返済を行い、保証期間を短縮した場合は、最終返済日を繰上完済日として貴社所定の計算方法による未経過保証料を返還してください。その場合、違約金として未経過保証料の 10%、および私宛の振込に要する手数料を控除して返還される事に何等異議を述べません。
3. 保証期間中に一部繰上返済により保証期間を短縮した場合は、繰り上がった最終返済日を繰上完済日として、完済時の上記 2 の取扱いによることに同意します。但し、一部繰上返済をしても保証期間を短縮しない場合は保証料の返戻を求めません。
4. 貴社が代位弁済を行った場合、代位弁済日以降の未経過保証料は返還されないことに同意します。
5. 私および連帯債務者が、本契約後に保証会社の同意を得て銀行との金銭消費貸借契約書の内容の変更を行う場合には、変更にかかる事務取扱手数料を保証会社所定の金額および方法により支払います。

【保証料[毎月払]】

1. 私および連帯債務者が貴社の保証により銀行より借入したときは、貴社所定手数料を一括して支払います。
2. 私および連帯債務者が貴社の保証により銀行より借入したときは、貴社所定の割合による保証料は銀行に支払う金利のなかから銀行を通して月割りで支払います。
3. 一括繰上返済を行ったときは、貴社所定の手数料を支払います。
4. 私および連帯債務者が、本契約後に保証会社の同意を得て銀行との金銭消費貸借契約書の内容の変更を行う場合には、変更にかかる事務取扱手数料を保証会社所定の金額および方法により支払います。

第5条. (生命保険)

第6条. (信用調査)

第7条. (通知事務)

第8条. (成年後見人等についての通知事務)

第9条. (代位弁済)

第10条. (求償権)

第11条. (求償権の事前行使)

第12条. (反社会的勢力の排除)

第13条. (履行の請求の効力)

第14条. (第三者弁済の事前同意)

第15条. (弁済の充当順序)

第16条. (債権の譲渡)

第17条. (契約の変更)

第18条. (費用の負担)

第19条. (管理回収業務の委託)

第 20 条(合意管轄)